

平成 18 年度 第 10 回 規制改革・民間開放推進会議

会議終了後記者会見録

日時 : 平成 18 年 12 月 25 日 (月) 15:59～16:26

場所 : 永田町合同庁舎第 2 会議室

○司会 それでは、第 10 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を始めさせていただきます。始めに草刈議長、お願いいたします。

○草刈議長 今日の 15 時 45 分から佐田大臣、林副大臣に御出席をいただきまして、第 10 回「規制改革・民間開放推進会議」を開催しましたので、会議の様様について御報告いたします。

本日の会議では、御存じのとおり、最終答申を会議として決定をいたしました。本答申につきましては、この後、安倍総理に時間をいただいております、お渡しに伺うということにしております。

最終答申の内容は、お手元にお配りした概要版がございますが、本年度が 3 年間にわたる当会議の活動の最終年度ということでもありますので、第 2 章というところで、これまでの規制改革の進捗についての自己評価も踏まえて、今後の規制改革の推進に向けた課題について、当会議の考え方を体系的に、総合的に記述をしております。今後の活動において、この部分が非常に大事だと思っております。

第 3 章というところでは、横断的な制度のほか、教育、雇用、労働、医療、農業といった各分野、取り分け、いわゆる官製市場というところに焦点を当てた規制改革の具体的な施策を個別に記述をしております。

そういうところが概要でございますが、答申の内容も含めて本日の会議について御質問があれば、どうぞ、お願いします。

○司会 それでは、御質問はございませんでしょうか。

○記者 今回のとりまとめに当たって、特に安倍総理から指示を受けた点があれば教えてくださいたいのと、あと、この中で安倍カラーというものを意識して、それが出ている箇所があるのならば教えていただきたいのですが。

○草刈議長 安倍カラーといっても、私が宮内前議長からバトンタッチされたのは 10 月の末ですから、実質 1 か月半ぐらいしかないわけですから、その間、無理無理に安倍カラーを出すということも不自然ですが、しかし、やはり安倍総理のポリシーと合致するものが何点かあるわけでございます。

その中で、1 つは、今後の成長という中で非常に大事なファクターになるであろう農業の問題、これについては、余りジャーナリスティックな取り上げ方をしていませんけれども、いわゆる今後の農業の自立というものについての環境整備という点で、かなり農水省との話が進化して書き込むことができたということが言いたいことの 1 点です。

第 2 点目は、これは鈴木代理から後でお話をさせていただいた方がいいかと思いますが、

通達等々も含めたいろんなルールの見直し、そういうことについて、これも派手ではありませんけれども、今後のイノベーションということをやっていく場合の規制の改革には役に立つ、大変地味だけれども、1つ意味がある進展があったんじゃないかと私は理解をしております。

3点目は、教育です。これは前から当会議でずっとやってきました、いわゆる学校選択の問題とか、それから教員の評価の問題、あるいは学校評価の問題、これがいじめの問題とも絡んで、非常に大事なファクターになってきたという認識が我々の中にあります。

一方、再生会議というところで、今、安倍総理が非常に重要だという、今後の政策の一つの大きなかぎとして問題提起されているわけですが、再生会議で今から議論される問題については、余り我々もそれを云々する立場にはないし、まだ再生会議で議論が始まったばかりですから、にもかかわらず、これまで私どもがやってきたことについて、更にその緊急性ということについて突っ込んだ議論をして、それなりのまとめ方ができたのではないかとということで、そういう理解をしております。大体3点ぐらいかなと思っております。

もう一つ、労働というのがあるんですが、これも今、御存じのように労政審でいろいろ議論していますね。もう少し突っ込んでいろいろやりたかったんですが、どうも何でもかんでも労政審だからと言われて、ちょっと議論がスタックしてしまったという部分があって、ちょっと残念に思っています。そんなところです。

○司会 ほかに御質問はございませんでしょうか。

○記者 2点伺います。

1点は、教育のところではいろいろと議論になっていました教育委員会の部分をお尋ねさせていただきます。この部分が最後まで調整がもつれたと伺ってしまして、佐田大臣、伊吹大臣が取材を受ける形で面会されたりしたようですが、その経緯と、最終的な書きぶり、中間答申段階から比べると、どうしても控え目になったと言わざるを得ないと思いますが、議長御自身は、どのように評価をされているか、その部分をお願いできますか。

○草刈議長 まず最初のところですが、書きぶり、今、教育委員会だけに絞ったんですかね。

○記者 とりあえず、そうです。

○草刈議長 教育委員会の話というのは、皆さん、非常に御興味があるようなことで、当会議としては教育委員会の問題というのは非常に重要な問題であると、つまりこれを何とかしないと、日本の教育はよくならないと、そういう認識が非常に強くありまして、それで、この夏には、いわゆる必置制度をやめようということで、文科省と議論したんですが、最後は中馬大臣と当時の小坂大臣の間で決着がついたのは、教育委員会制度については、可及的速やかに検討して結論を得ると、18年度中ということになっていたわけです。そうした中で、教育再生会議は立ち上がってきたわけです。

私どもとしては、勿論、必置条件というのを撤廃するということについては、1つの選

択肢だと、依然として思っているわけですが、ほかにもっといい方法があれば、別にそれにこだわるものでは勿論ないわけですが、しかし、もはや教育再生会議で深い議論がこれから行われるんだらうという前提でおりましたので、ただ、ここでしっかりと表現されているように、教育委員会制度については抜本的な検討を行って結論を得るとというのが、去年の骨太のところで決まっているわけです。

やはり、これを見做すはできないはずだということで、明確に書いてあるので、これをしっかりと受け止めてほしいというのが我々のお願いであり、佐田大臣もそのところは理解していただいて、お話をさせていただく。

1つ、今のお話で欠落していますのは、それと同時に、非常に重要な問題としては、いわゆる特区において、いろんな学校施設だとか、その他のところを特区でもって提案して、それを地方で引き受けるというやり方も許容していいんだということ。

もう一つは、全国的な展開として、教員の人事の問題とか、そういうものを検討課題になるということが書いてあったわけですが、それについて、特区の施設の問題等々については文科省の方も、事実提案が来ているので、これは粛々とやるということで、別に特に問題にはならなかったんですが、全国展開の部分がかなり引っかかりまして、そこでいろいろ議論があって、最終的に官邸にその辺の裁断をお願いして、こういう形にまとまると聞いております。

それで、私は勿論、そのとき立ち合っていないので、状況は知りませんが、こういう形にまとまったということです。

さっき後退しているんじゃないかとおっしゃいましたが、しかし、私は決してそうは思いません。というのは、長々と書けば、それは書けるんですが、しかしここに書いてあるように、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006、これは骨太ですね。骨太をベースにした、いわゆる閣議決定が7月7日に行われているわけです。

そのときに、構造改革特区の第9次提案に関する政府の対応方針、ですから2つの閣議決定、対応方針を踏まえて教育基本法の国会での云々で、こういうことをきちんと議論して、必要ならば地方教育行政の組織及び運営に関する法律も改正するんだということが書いてあるわけです。

だから、教育問題の抜本的な検討と教育委員会制度の抜本的な検討と、それから方針措置とか、そういうことも骨太の中に入っているわけですから、長々とあの文章をもう一回再現するかどうかは別にして、これを踏まえてと書いてあるわけですから、これについて後退したと私は思っておりませんし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を、ここに書いてあるように18年度中に措置すると書いてあるのは、要するに再生会議の議論をエクスペダイトしなさいよということを意味するだろうとも思えますし、このところは、むしろ大変な進化ではないかと、そういう受け止め方を私自身はしております。

○記者 骨太 2006 のラインからは、要するに同じことが書いてあって後退をしていないという理解でいいですか。

○草刈議長　そういう理解です。

○記者　7月の中間答申との比較だと、若干弱い。

○草刈議長　中間答申は、骨太に書いてあるものを書いてあるだけですからね。

○記者　ただ、必置規制などが明示的に書いてあるという意味では。

○草刈議長　必置規制というのは、残念ながら我々の主張としてはあったわけです。今でも、それは一つの選択肢だと思っています。

だけれども、要するに具体的措置のところには、残念ながら必置規制については文科省との間で話がまとまりませんでしたから、具体的措置としては、この前の両大臣、それから官房長官はたまたま安倍総理だったんですけれども、そのいわゆる裁定として2つのことが書いてあるということですから、具体的措置として後退したものではないと思っています。

だから、これからの議論として十分これが生きてくるという理解では、我々の会議だけではなくて、ほかのところで議論するのも、生きてくるんだという考え方からすれば、後退しているとは私は思いません。

○司会　ほかに御質問はございませんでしょうか。

○記者　NHK改革についてお伺いしたいんですが、これも中間の答申のときに、本体から娯楽部門の分離と、衛星放送の2チャンネルを2011年度までに削減というような文言だったと思うんですが、娯楽部門については具体的な言及がなく、チャンネルの再編成についても、衛星3波も2011年までに再編成を行うべきであるというような、ややマイルドな表現になっているかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木議長代理　NHKの娯楽部門の扱いにつきましては、いわゆる政府・与党合意というのが御案内のようにありまして、これは閣議決定されておるわけですが、その線を我々としては受け継いでおるわけです。

しかし、当会議としてそこまでの結論には至りませんでしたけれども、当会議としては、かねてからの主張である公共放送部門と娯楽部門を分けられないということはないではないという基本認識に立って、これを分けて、そして、公共放送部門については従来どおりの受信料制度により、それから、娯楽部門に対しては契約受信料制度にするということを当会議の考えとして、これは次の後継組織がいろいろ検討していただくわけですから、当会議の考えとして、これを申し述べております。

しかし、これ自体は総務省との合意によって決まったという問題ではありませんし、政府・与党合意においても、ここのところは検討するということになっておりますので、その限りにおいて、そのとおりに行くという問題ではありません。我々の遺言であると御理解いただきたいと思います。

それから、チャンネル数につきましても、いろいろな経緯があって、チャンネル数の削減について検討はするということにはなっておりますが、御案内のように、以前に公開討論をやったときにはもっと大きな数のものが減るような話は総務省の方からもございま

たけれども、特定の何チャンネルをどういうところまでは合意しておりません。ただ、いずれにしても、チャンネル数の削減について検討するということは、政府・与党合意、それを受けた閣議決定においても決まっておりますから、したがって、その措置が取られると考えております。

○司会 ほかに御質問はございませんでしょうか。

○記者 今後の段取りなんですけれども、今回の最終答申についても、3月末に3か年計画に落として閣議決定するという段取りと考えてよろしいのでしょうか。

○草刈議長 そのところは、今、政府で何かいろいろ考えておられるように聞いておりますので、勿論、当事者ではありませんから、私にはわかりませんが、今度は新しい政権ができて初めての会議になりますね。それから、さっきのお話ではないですけれども、経済財政諮問会議の「骨太方針」というのが一つ大きなタームになっていますので、それとの関連で新しい会議がどういうふうになるのかということですから、我々としては、一応、3月まであれをして、従来どおり3か年計画が改定されるということで、そこまでウォッチをするというつもりで今のところおりますけれども、何かいろいろ新聞等々のお話では、少し前倒しでというようなこともありますので、そのところは私もわかりませんが、そういう可能性はあるということです。

○司会 ほかに御質問はございませんでしょうか。

○記者 医療分野についてお聞きしたいんですが、公表もされている医療ワーキングの原案の資料ですと、株式会社の病院参入と、薬の償還価格を制限する参照価格制度の導入というものが盛られているんですが、実際、成案には入っていないんですけれども、どういう過程で実現しなかったかということと、今後、どのようにしていかれるかということをお聞きしたいんです。

○鈴木議長代理 医療につきましては、この6年間、前身の総合規制改革会議以来進めてまいりました。特に2001年に基本的な医療の改革の方向を打ち出しまして、それを着実に実行してきて、私はほとんどの問題について解決し終えたと思っております。

ただ、株式会社問題だけは一種の神学論争的なものになりがちでありまして、ですから、当会議としてのものの考え方、なぜ、当会議が株式会社というものを主張してきたのかということも3章の医療の問題意識の箇所ですく詳しく述べておりますので、是非ごらんいただきたいと思えます。

そういうことですが、これを今の状況の中で厚生労働省が関係する団体を含めて合意するということは困難でしたので、これも次期以降の宿題としました。これが当たり前だということがわかったときが、その時が医療界の本当の改革が実るときだという泣かせるような言葉も入っておりますから、ご覧いただきたいと思います。

○記者 済みません、薬の方はいかがでしょうか。

○鈴木議長代理 薬の方は、参照価格制度についてはいろいろな議論をいたしまして、そのよい点、悪い点の両面を十分、厚生労働省と詰めたわけですが、お手元の131ページに

あると思いますけれども、その中で2つの考え方を列記しまして、結論といたしましては、厚生労働省において先発医薬品の適正評価、後発医薬品の使用促進等の取組みを行っているところであって、そのような取組みを継続することが必要であるというので、そういうような視点を踏まえて、画期的新薬については適切な評価を行うとともに、後発医薬品の使用促進についても現行施策の実施を踏まえながら、診療報酬改定、薬価制度の体系の見直し等を含む更なる促進策をとというような表現ぶりとなって、参照価格制度自体という言葉を使って提言をするということはいたしませんでした。

といいますのは、その持つ長所、それから、問題点というのはやはり十分な討議を経るべきであって、後発薬も先発薬も、直ちに同一価格にすることには今の段階では無理がある。だから、先発薬のインセンティブを高めるとともに、後発薬との価格との調整ができるような仕組みを続けて検討していくという、言葉としてはちょっと歯切れが悪うございますけれども、現在の段階ではそういうような方策を求めるのが最善であるという判断から、このような表現にいたしました。

○司会　ほかに御質問はございませんでしょうか。

○記者　教育再生会議とか、労政審とかでの議論が並行してあって、なかなか議論がスタックしてしまつてとか、いろいろ配慮が必要な部分があると思うんですけれども、これを言い出していくと、規制改革の分野というのはどの分野でも政府の何がしかの審議会なり、会議なり、何がしか存在するわけですし、安倍内閣になっていろんな会議がたくさん新たにできていますので、なかなか規制改革・民間開放推進会議としての範囲が限定されていきかねないと思うんですが、そのあたりはどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○草刈議長　非常にデリケートなところだと思いますけれども、1つだけ言えることは、労政審の議論が、あるいは教育再生会議の議論が、我々が納得できる、あるいは今までの考え方からしていい方向に行っているという限りにおいて、わざわざそれを立ち上げて、特に教育再生会議の方で、総理がチェアマンをやられるということですから、そういうものがうまく我々と合致するような考え方で進んでいってくれるのなら、それはそれで別に構わないというか、規制改革・民間開放推進会議が決めなければ死んでも嫌だということでは決してない。

国の教育というものがよくなれば、それでいいわけですから、ただし、そこで考え方が間違っていたとか、あるいは変な方向に行きそうだというような議論になったときに、われわれとして黙っているわけにも行きませんから、そこで当然、声を上げる必要が出てくる可能性がある。そういうことにならないようにしてほしいと思います。

労政審も同じことで、今、労政審で議論しているから何も言わないとか、そういうことではないんですけれども、要するに議論そのものがまだ労使の間で成熟していないんです。だから、こちらの主張は主張で言えるんですけれども、今、議論しているから、それが答えとして返ってこないんです。そういうことで、そこはちょっと悩みがあるということで、教育再生会議と労政審とちょっと置かれたステータスが違う。だから、もし労政審も間違

ったことに行きそうだったら、これは割と緊急な次元の問題ですから、これは早々にもまた何か言わなければいかぬかもしれないんだと思っています。

決して、これができてしまったら何も言わないでやれやれと言っているわけではないんです。

○司会 申し訳ございません、この後、官邸で手交の方がございますので、最後にお一つ御質問がございましたらお願いいたします。

御質問、ございませんでしょうか。

それでは、これにて会見を終了いたします。どうもありがとうございました。